

群馬県における保安検査の方法

○ 定置式製造設備（圧縮天然ガススタンドを除く）

検査項目	検査の方法
1 警戒標等	
1.1 境界線・警戒標等	事業所の境界線の明示及び警戒標掲示の状況を 目視 により確認する。
1.2 貯槽の識別 (可燃性・液化石油ガス)	塗装及びガス名の朱書の状況を 目視 により確認する。
1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置	製造設備のバルブ等の開閉方向等の表示、バルブ等に係る配管内のガス等の種類及び流れ方向の表示、バルブ等の施錠・封印等並びにバルブ等を実操作等する場所の足場及び照度について、 目視 により確認する。
1.4 毒性ガスの識別措置・危険標識	外観に腐食、損傷、変形、汚れ等異常のないことを 目視 により確認する。
2 保安距離・施設レイアウト	
2.1 保安距離	<p>1) 貯蔵設備及び処理設備の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻き尺等により測定する。ただし、距離の確保が明らかである場合には、目視による確認に代えるものとする。</p> <p>2) 保安距離の緩和等のために設けられている障壁等は外観に異常等のないことを目視により確認する。</p> <p>3) 規定の距離内に保安物件があり地盤面上に設置されている液化石油ガスの貯蔵設備又は処理設備について水噴霧装置等の設置状況を目視により確認するとともに作動検査を実施する。</p>
2.2 設備間距離 (可燃性・酸素・液化石油ガス)	<p>高圧ガス設備の外側から他の可燃性ガス又は酸素の製造設備の高圧ガス設備までの距離を巻き尺等により測定する。ただし、距離の確保が明らかである場合には、目視による確認に代えるものとする。</p> <p>なお、貯槽間の距離についても同様とする。</p> <p>また、設備間の距離の代替措置として設けられている水噴霧装置等については設置状況を目視により確認するとともに作動検査を実施する。</p>

検査項目	検査の方法
2.3 火気取扱施設までの距離	<p>製造設備の外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻き尺等により測定する。ただし、距離の確保が明らかでない場合には、目視による確認に代えるものとする。</p> <p>流動防止措置の内、防火壁、障壁等については異常等のないことを目視による確認に代えるものとする。</p> <p>流動防止措置の内、シリンダーキャビネットについては異常等のないことを目視による確認及び緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能についての作動検査を行う。連動装置の場合も目視による確認及び試験用標準ガスを用いた作動検査を実施行う。</p>
2.4 防液堤内外の設備設置規制	<p>(1) 貯槽の周囲に設置されている防液堤の設置状況を目視により確認する。</p> <p>(2) 防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類について目視により確認する。防液堤の外側に設置されている設備までの距離を巻き尺等により測定又は目視等により確認する。</p>
2.5(2.6) 滞留しない構造 (可燃性・液化石油ガス)	製造設備を設置する室、容器置場の滞留しない構造について 目視 により確認する。また、換気装置、シリンダーキャビネット等については 作動検査 を行う。
(2.5) 埋設貯槽 (液化石油ガス)	<p>埋設貯槽の位置及び貯槽室について、貯槽埋設深さ及び隣接貯槽との相互間距離の確保状況を巻き尺等により測定又は目視等により確認する。</p> <p>貯槽室の強度及び防水措置並びに漏洩したガスの滞留防止措置の状況については記録により確認する。</p> <p>埋設貯槽本体の状況に係る検査は、目視及び測定又は作動検査とする。</p>
2.6(2.7) 直射日光を遮るための措置	容器置場の直射日光を遮るための措置については、外観に損傷、変形等の異常のないことを 目視 により確認する。
注) 検査項目番号は KHK 規格一般準拠にて記載してあります。 () 内は液石則の番号です。 < > 内は液化石油ガススタンドの番号です。	

検査項目	検査の方法
2.7 ジシラン等の自然発火に対して安全な構造	標記の容器置場に使用した材料を 記録 又は 図面 により確認する。 また、シリンダーキャビネットについては異常等のないことを 目視 による確認及び緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について作動検査を行う。
2.8 二階建容器置場の構造	開口部、容器置場の壁等について破損、変形等異常のないことを 目視 により確認する。 また、容器置場一階の天井高さ（酸素の場合除く）については、 巻き尺等により測定 するか、規定を満たしていることが判定できれば、 目視等 による確認でもよい
3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	
3.1 基礎	地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係を 記録 により確認すると共に、基礎立ち上り部等及び貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について腐食等の異常がないことを 目視 により確認する。
3.2 耐震設計構造	耐震設計構造に係る計算結果等について 記録 により確認すると共に、基礎立ち上り部等の部分について腐食等の異常のないことを 目視 により確認する。
3.3 貯槽の沈下状況	貯槽の沈下の程度について、不同沈下のないことを1年に1回 レベル用測定器を用いた測定 により確認する。 ただし、条件を満たす場合、測定は3年に1回とすることができる。 (条件については別途記載参照)
4 ガス設備（導管を除く）	
4.1 ガス設備（高圧ガス設備除く）の気密構造（可燃性・毒性・酸素・液化石油ガス）	ガス設備の気密構造については、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、 発泡液の塗布等により漏洩等異常のない ことを確認する。

検査項目	検査の方法
4.2 ガス設備に使用する材料	ガス設備に使用する材料については、 記録 又は 図面 により確認する。
4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度	高圧ガス設備（適用除外設備あり）の耐圧性能・強度に係る検査は、減肉等異常のないことを 目視及び非破壊検査（肉厚測定含む） により確認する。 (別途記載参照)
4.4 高圧ガス設備の気密性能	高圧ガス設備（適用除外設備あり）気密性能は次の方法で確認する。 1) 高圧ガス設備を確認した場合、原則として当該高圧ガス設備の常用圧力以上の圧力で、危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。 2) 高圧ガス設備を開放しない場合、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない高圧ガスを用いて気密検査を実施する。 なお、気密試験は 発泡液を塗布する等適切な方法 で行うものとする。
5 計装・電気設備	
5.1 計装設備 5.1.1 温度計	高圧ガス設備の温度計については、 目視及び精度検査 により確認する。 ただし、取外し困難な構造等一定の要件を満たす場合 代替比較検査 によることができる。 なお、検査周期は2年に1回とする。
5.1.2(5.1.1) 圧力計	高圧ガス設備の圧力計については、 目視及び精度検査 により確認する。 ただし、取外し困難な構造等一定の要件を満たす場合 代替比較検査 によることができる。 なお、検査周期は2年に1回とする。
5.1.3(5.1.2) 液面計等	液化ガス貯槽に設けられた液面計については、外観に破損等の異常がないことを 目視 により確認する。 なお、ガラス液面計と貯槽接続用配管に設けられた止め弁については 目視及び作動検査 を行う。

検査項目	検査の方法
5.2 電気設備	高圧ガス設備に設けられた電気設備の防爆構造については、外観に破損等異常のないことを 目視 により確認する。
5.2.1 電気設備の防爆構造 (可燃性・液化石油ガス)	
5.2.2 保安電力等	保安電力等については、設備の状態及び周囲の状態を 目視 により確認するとともに 作動検査 を行う。
5.2.3 静電気除去措置 (可燃性・液化石油ガス)	製造設備に設けられた静電気除去措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、接地抵抗値を 測定又は記録で確認 を行う。
6 保安・防災措置	
6.1 常用の温度に戻す措置	高圧ガス設備内の温度が常用を超えた場合、直ちに常用の範囲に戻すための措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.2(6.1) 安全装置	高圧ガス設備の安全装置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、パネ式安全弁等作動検査が可能なものは 作動検査 を行う。
6.3(6.2) 安全弁の放出管	高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、開口部の位置の高さを 測定又は記録で確認 を行う。
6.4 貯槽の温度上昇防止措置	貯槽の温度上昇防止措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
(6.3) 貯槽の耐熱・冷却措置 (液化石油ガス)	貯槽及びその支柱に講じた十分な耐熱性を有するための措置又は有効に冷却するための措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.5(6.4) 負圧防止措置 (可燃性・液化石油ガス)	低温貯槽の負圧防止措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。

検査項目	検査の方法
6.6(6.5) 液化ガスの流出防止措置 (可燃性・液化石油ガス)	貯槽の周囲に講じた流出防止措置については、外観に亀裂等異常がないことを 目視 により確認するとともに主要な寸法を 測定又は記録で確認 する。
6.7 不活性ガス置換構造	特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備に係る設備内部を不活性ガスにより置換又は内部を真空にする装置等については、外観に腐食等異常がないことを 目視等 により確認する。
6.8 毒性ガス配管等の接合	毒性ガスのガス設備に係る配管等の接合状態については、 記録又は図面確認 とする。
6.9 毒性ガス配管の二重管等	毒性ガスのガス設備に係る二重管の措置については、外観に腐食等異常がないことを 目視 により確認する。 二重管に講じた当該ガスの漏洩を検知するための措置については、 目視 による確認及び 作動検査 を行う。 さや管その他の防護構造物については、 目視 による確認を行う。
6.10(6.6) (6.5) 貯槽の配管に設けたバルブ	貯槽の設けたバルブについては、外観に腐食等異常がないことを 目視 による確認及び 作動検査 を行う。
6.11(6.7) (6.6) 貯槽配管の緊急遮断装置	緊急遮断装置については、緊急遮断に支障がない状態であることを 目視 により確認するとともに、作動域全域について遠隔操作にて 作動検査 を行う。 また、定める期間内に1度 弁座漏洩検査 を行う。
6.12 除害のための措置	特殊高圧ガス等指定された種類の製造設備に講じた当該ガスが漏洩したときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置については、除害設備の設置状況、除害剤・保護具の保有状況を 目視 により確認するとともに、除害措置の機能について適切な方法で 作動検査 を行う。
6.13(6.8) (6.6) ガス漏洩検知警報設備 (可燃性・毒性・液化石油ガス)	ガス漏洩検知警報設備については、外観に腐食等異常がないことを 目視 により確認するとともに、試験用標準ガスによる 作動検査 を行う。

検 査 項 目		検 査 の 方 法
6.14(6.9) <6.7> 消防火設備		消防火設備については、外観に腐食等異常がないことを 目視 により確認する。 また、防火設備については 作動検査 を行う。
6.15 アセチレン容器の 破裂防止措置		圧縮アセチレンガスの充てん場所及び当該ガスの充てん容器の容器置場に講じた容器が破裂することを防止するための措置については、 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.16 圧縮機と アセチレン・圧縮ガス 充てん場所等間の障壁		次に掲げる障壁については、外観に腐食等異常がないことを 目視 により確認する。 1) 圧縮機と圧縮アセチレンガスを充てんする場所又は当該ガスの充てん容器の容器置場との間に設置された障壁 2) 圧縮アセチレンガスを容器に充てんする場所と当該ガスの充てん容器の容器置場との間に設置された障壁。 3) 圧縮機と10メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充てんする場所又当該ガス充てん容器の容器置場との間に設置された障壁
6.17(6.10) 通報措置		緊急時に必要な通報を速やかに行うための通報設備については、外観について破損等の異常がないことを 目視 により確認するとともに、 使用検査 を行う。
7 導 管		(省 略)
液 化 石 油 ガ ス ス タ ン ド	<2.6> 車両の停車 位置等	1) 車両の停車位置と貯槽の外面との距離については、 距離測定又は記録 により確認する。 2) 防護措置及び車両停止位置については、外観に破損等異常がないことを 目視 により確認する。
	<6.9> ディスペンサーの停止装置及び漏洩防止装置	ディスペンサーに設置された停止装置及び充てんホースに設置された漏洩防止装置については、外観に腐食等異常の異常がないことを 目視 により確認する。 また、停止位置については 作動検査 も行う。

注1 本表中、確保案検査項目については周期の記載のないものは原則1年に1回とする。

2 完成検査については、一般則別表一及び液石則表一に従って、従前通り検査を実施する。なお、保安検査基準見直しにより本表は保安検査項目のみを記載してある。

3 貯槽の沈下状況の測定は、1年に1回行うものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する貯槽にあっては、3年に1回行うものとする。(沈下状況の測定を行わない期間においては、1年に1回以上目視により確認を行うものとする。)

① 設置後5年以上経過したものであること。

② 過去3年の測定の結果が、いずれも次の式を満足するものであること。

$$h/L \leq 0.005$$

この式において、h及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h：貯槽の沈下による傾斜の勾配が最大となる基礎面又は底板上の2点間のレベル差 (単位：mm)

L：2点間の水平距離 (単位：mm)

4 次に掲げる高圧ガス設備は気密性能に係る検査は適用しない。

- ・二重殻構造の貯槽
- ・メンブレン式貯槽

○ 圧縮天然ガススタンド

検査項目	検査の方法
1 警戒標等	
1.1 境界線、警戒標	事業所の境界線の明示及び警戒標掲示の状況を 目視 により確認する。
1.2 貯槽の識別	塗装及びガス名の朱書の状況を 目視 により確認する。
1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置	製造設備のバルブ等の開閉方向等の表示、バルブ等に係る配管内のガス等の種類及び流れ方向の表示、バルブ等の施錠・封印等並びにバルブ等を操作等する場所の足場及び照度について、 目視 により確認する。
2 保安距離・施設レイアウト等	
2.1 保安距離	1) 貯蔵設備及び処理設備の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻き尺等により測定 する。ただし、距離の確保が明らかである場合には、 目視 による確認に代えるものとする。 2) 保安距離の緩和等のために設けられている障壁等は外観に異常等のないことを 目視 により確認する。
2.2 設備間距離	高圧ガス設備の外側から他の可燃性ガス又は酸素の製造設備の高圧ガス設備までの距離を 巻き尺等により測定 する。ただし、距離の確保が明らかである場合には、 目視 による確認に代えるものとする。 なお、貯槽間の距離についても同様とする。 また、設備間の距離の代替措置として設けられている。水噴霧装置等については設置状況を 目視 により確認するとともに 作動検査 を実施する。
2.3 火気取扱施設までの距離	製造設備の外側から火気を取り扱う施設までの距離を 巻き尺等により測定 する。ただし、距離の確保が明らかである場合には、 目視 による確認に代えるものとする。 流動防止措置の内、防火壁、障壁等については異常等のないことを 目視 による確認に代えるものとする。 連動装置の場合も 目視 による確認及び試験用標準ガスを用いた 作動検査 を実施する。

検査項目	検査の方法
2.4 滞留しない構造	製造設備を設置する室の滞留しない構造については 目視 により確認する。 また、換気装置については 作動検査 を行う。
2.5 ディスペンサーの屋根の構造	ディスペンサーの屋根については、外観に破損等の異常のないこと及び滞留しない構造に保たれていることを 目視 により確認する。
2.6 車両の停止位置等	1) 車両の停車位置と貯槽の外側との距離については、 距離測定又は記録 により確認する。 2) 防護措置及び車両停止位置については、外観に破損等異常がないことを 目視 により確認する。
2.7 地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造	室の上部構造については、 記録又は図面 で確認する。 漏洩したガスの滞留防止の措置（換気装置）については、外観に破損等の異常のないことを 目視 により確認するとともに 作動検査 を行う。
2.8 配管の配置位置等	配管の配置位置については、外部からの衝撃等により損傷を受ける恐れがない場所に設置されていることを 目視 により確認する。 配管が設置されているトレンチ及びその蓋の外観に破損等の異常のないことを 目視 により確認する。
2.9 ガス設備の設置状況等	ガス設備の設置位置については、車両が衝突する恐れがないことを 目視 により確認する。 また、車両の衝突を防止する措置については、外観に破損等の異常のないことを 目視 により確認する。
2.10 液化石油ガス貯槽の地盤面下埋設	液化石油ガス貯槽に講じた常用の温度を超えて上昇措置については、「6.1 常用の温度の範囲に戻す措置」に基づき確認する。 貯槽の埋設状況については、次により確認する。 1) 貯槽室に設置した場合 防水措置の状況及び換気設備の外観に破損等異常がないことを 目視 により確認するとともに、貯槽室上部の強度について 記録 により確認する。 また、換気設備については 作動検査 を行う。

検査項目	検査の方法
2.10 液化天然ガス貯槽の地盤面下埋設（続き）	貯槽の埋設状況については、次のように確認する。 2) 貯槽室に設置しない場合 貯槽の地盤への固定状況及び腐食防止措置、断熱及び凍結防止措置について 目視 により確認する。 また、貯槽上部の地盤面上に講じた地盤上の重量物の荷重に耐えることができる措置については 記録 により確認する。
3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	
3.1 基礎	地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係を 記録 により確認すると共に、基礎立ち上り部等及び貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について腐食等の異常がないことを 目視 により確認する。
3.2 耐震設計構造	耐震設計構造に係る計算結果等について 記録 により確認すると共に、基礎立ち上り部等の部分について腐食等の異常のないことを 目視 により確認する。
3.3 貯槽の沈下状況	貯槽の沈下の程度について、不同沈下のないことを1年に1回 レベル用測定器を用いた測定 により確認する。 ただし、条件を満たす場合、測定は3年に1回とすることができる。 (条件については別途記載参照)
4 ガス設備（導管を除く）	
4.1 ガス設備（高圧ガス設備除く）の気密構造	ガス設備の気密構造については、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、 発泡液の塗布等により漏洩等異常のないことを確認する。
4.2 ガス設備に使用する材料	ガス設備に使用されている材料については、 記録又は図面 により確認する。
4.3 高圧ガス設備の耐圧性能・強度	高圧ガス設備の耐圧性能・強度に係る検査は、減肉等異常のないことを 目視及び非破壊検査（肉厚測定含む） により確認する。 (別途記載参照)

検査項目	検査の方法
4.4 高圧ガス設備の気密性能	高圧ガス設備気密性能は次の方法で確認する。 1) 高圧ガス設備を確認した場合、原則として当該高圧ガス設備の常用圧力以上の圧力で、危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。 2) 高圧ガス設備を開放しない場合、当該高圧ガスを設備の運転状態の高圧ガス又は危険性のない高圧ガスをを用いて気密試験を実施する。 なお、気密試験は 発泡液を塗布する等適切な方法 で行うものとする。
5 計装・電気設備	
5.1 計装設備 5.1.1 温度計	高圧ガス設備の温度計については、 目視及び精度検査 により確認する。 ただし、取外し困難な構造等一定の要件を満たす場合 代替比較検査 によることができる。 なお、検査周期は2年に1回とする。
5.1.2 圧力計	高圧ガス設備の圧力計については、 目視及び精度検査 により確認する。 ただし、取外し困難な構造等一定の要件を満たす場合 代替比較検査 によることができる。 なお、検査周期は2年に1回とする。
5.1.3 液面計等	液化ガス貯槽に設けられた液面計については、外観に破損等の異常のないことを 目視 により確認する。
5.2 電気設備 5.2.1 電気設備の防爆構造	高圧ガス設備に設けられた電気設備の防爆構造については、外観に破損等異常のないことを 目視 により確認する。
5.2.2 保安電力等	保安電力等については、設備の状態及び周囲の状態を 目視 により確認するとともに 作動検査 を行う。
5.2.3 静電気除去装置	製造設備に設けられた静電気除去装置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに設置抵抗値を 測定又は記録で確認 を行う。

検 査 項 目	検 査 の 方 法
6 保安・防災設備	
6.1 常用の温度の範囲に戻す措置	高圧ガス設備内の温度が常用を超えた場合、直ちに常用の範囲に戻すための措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。 なお、一般的な、製造施設の外部からは圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドでは本措置の必要はない。
6.2 安全装置	高圧ガス設備の安全装置については、外観に破損等異常のないことを 目視 により確認するとともに、バネ式安全弁等作動検査が可能なものは 作動検査 を行う。
6.3 安全弁の放出管	高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、開口部の位置の高さを 測定又は記録で確認 を行う。
6.4 貯槽の温度上昇防止措置	貯槽の温度上昇防止措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.5 負圧防止措置	低温貯槽の負圧防止措置については、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.6 貯槽の配管に設けたバルブ	貯槽の配管に設けたバルブについては、外観に腐食等異常がないことを 目視 による確認及び 作動検査 を行う。
6.7 貯槽配管の緊急遮断装置	緊急遮断装置については、緊急遮断に支障がない状態であることを 目視 により確認するとともに、作動域全域について遠隔操作にて 作動検査 を行う。 また、定める期間内に1度 弁座漏洩検査 を行う。 (液化天然ガス)
6.8 圧縮機と圧縮天然ガスを充てんする場所の障壁	圧縮機と10メガパスカル以上の圧力を有する圧縮天然ガスを充てんする場所との間に設置された障壁については外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認する。

検 査 項 目	検 査 の 方 法
6.9 ガス漏洩検知警報設備	ガス漏洩検知警報設備については、外観に腐食等異常がないことを 目視 により確認するとともに、試験用標準ガスによる 作動検査 を行う。
6.10 防消火設備	防消火設備については、外観に腐食等異常がないことを 目視 により確認する。 また、防火設備については 作動検査 を行う。
6.11 通報措置	緊急時に必要な通報を速やかに行うための通報設備については、外観について破損等の異常がないことを 目視 により確認するとともに、 使用検査 を行う。
6.12 過充てん防止のための措置	過充てん防止のための措置については、動作に支障を来たす腐食等異常のないことを 目視 により確認する。 また、安全装置を設けた場合には、充てん作業を実施し、規定の圧力で充てん動作停止となることを作動検査で確認する。
6.13 防火壁	防火壁については、腐食等異常のないことを 目視 により確認するとともに、高さ等を 巻き尺等 により 測定又は記録 により確認する。
6.14 緊急時に遮断するための措置	配管に講じた緊急時に天然ガスの供給を遮断するための措置については、外観に動作に支障を来たす異常のないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.15 圧縮機の爆発、漏洩、損傷防止措置	圧力警報設備など圧縮機に講じた爆発、漏洩、損傷を防止するための措置については、外観に支障を来たす異常がないことを 目視 により確認するとともに 作動検査 を行う。
6.16 ディスペンサーの遮断装置及び漏洩防止措置	遮断装置については、外観に腐食等異常がないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。 充てんホースに設置された漏洩防止措置については、 目視 により確認する。
6.17 漏洩ガスの検知警報、自動停止措置	施設に講じたガス漏洩を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための措置については、装置の外観に、動作に支障を来たす異常がないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。

検 査 項 目	検 査 の 方 法
6.18 感震装置	感震装置については、外観及び周囲に、動作に支障を来たす異常がないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.19 自動停止装置の 起動装置	緊急停止ボタンなどの自動停止装置の起動装置については、外観に、動作に支障を来たす異常がないことを 目視 により確認するとともに、 作動検査 を行う。
6.20 圧縮機・加圧設備の 自動停止等の措置	圧縮機の運転を自動停止する措置については次の機能について 作動検査 を行う。 1) 「6.12 過充てん防止のための措置」 2) 「6.14 緊急時に遮断するための措置」
	注) 本表は、一般則（天然ガススタンド）について適用する。 なお、検査項目番号は KHK 規格天然ガススタンドにて記載してあります。

注1 本表中、角保安検査項目について周期の記載のないものは原則1年に1回とする。

2 完成検査については、一般則別表一に従って、従前通り検査を実施する。
なお、保安検査基準見直しにより本表は保安検査項目のみを記載してある。

3 貯槽の沈下状況の測定は、1年に1回行うものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する貯槽にあつては、3年に1回行うものとする。（沈下状況の測定を行わない期間においては、1年に1回以上目視により確認を行うものとする。）

① 設置後5年以上経過したものであること。

② 過去3年の測定の結果が、いずれも次の式を満足するものであること。

$$h/L \leq 0.005$$

この式において、h及びLはそれぞれ次の数値を表すものとする。

h：貯槽の沈下による傾斜の勾配が最大となる基礎面又は定板上の2点間のレベル差（単位：mm）

L：2点間の水平距離（単位：mm）

※○ 圧縮水素スタンドについては掲載省略、KHKS0850 規格参照

○ 移動式製造設備（従来バルクローリーに係る充てん設備を含む）

検査項目	検査の方法	
8.1 製造施設付近の状況	製造施設の周辺について、引火性又は発火性物質の有無を 目視 により確認する。	
8.2 警戒標	高圧ガス製造時における警戒標について、外観に腐食等異常のないことを 目視 により確認する。	
8.3 耐圧性能及び強度・気密性能	一般則基準等の内容により確認する。 「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」 「4.4 高圧ガス設備の気密性能」	
8.4 消火設備 (可燃性・酸素・液化石油ガス)	外観に腐食等異常がなく、使用可能な状態となっていることを 目視 により確認する。	
8.5 容器置場	一般則基準等の内容により確認する。 「1.1 境界線・警戒標」 「2.1 保安距離」 「2.5(2.6) 滞留しない構造」 「2.6 直射日光を遮るための措置」 「2.7 ジシラン等の自然発火に対し安全な構造」 「6.12 除害のための措置」 「6.14(6.9) 防消火設備」	
移動の基準等	6 警戒標	設置状況（車輛の前後の見やすい箇所）及び維持管理状況（保安検査時）を 目視 により確認する。
	7 容器の刻印	容器の刻印（記号・番号）を 目視 により確認する。
	8 高さ検知棒	設置状況を 目視 により確認する。
	9 液面計・温度計・安全弁・圧力計	設置状況を 目視 により確認する。
	10 バルブ等の開閉方向、開閉状態の表示	目視 により確認する。

検査項目	検査の方法	
移動の基準等	11 緊急遮断装置	設置状況を 目視 で確認するとともに、作動検査を実施する。(可燃性・液化石油ガス・毒性・酸素)
	12. 応急措置に必要な資材及び工具	設置状況を 目視 により確認する。 (可燃性・液化石油ガス・酸素)
	13 保護具、応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等	設置状況を 目視 により確認する。(毒性)
	14 注意書面の携帯	注意書面（イエローカード）の携帯を確認する。 (可燃性・液化石油ガス・毒素・酸素)
	15 移動監視者	一定量以上積載して移動する場合において、製造保安責任者免状又は移動監視者講習修了証の携帯を確認する。 (可燃性・液化石油ガス・毒素・酸素)
	16 充てん作業 (充てん設備)	充てん作業講習修了証を確認する。
	17 地域防災協議会の会員証(写)の携帯	一定量以上積載して移動する場合において、地域防災協議会会員証(写)の携帯を確認する。(同上)
	18 車検証	「使用の本拠の所在地」が、許可を受けた事業所の所在地と同一であることを確認する。
19 特定設備・認定品	特定設備、認定品（KHK 検査品）を使用している場合は、完成検査時に機器番号の確認を行う。	
注1 本表中、保安検査項目について周期の記載のないものは原則1年に1回とする		
注2 完成検査については、一般則別表一及び液石則別表一に従って、従前通り検査を実施する。なお、保安検査基準見直しにより本表は保安検査項目のみを記載してある。ただし、移動式製造設備については、液石法の充てん設備との整合性を図る意味も含め「移動の基準」についても保安検査対象とする。		
注) 検査項目番号は KHK 規格一般則・液石則準拠にて記載してあります。 (8.1～8.5 のみ)		

○充てん設備（新型バルクローリーに限る）

検査項目	検査の方法
1 充てん設備の貯槽 (容器の刻印)	容器の刻印（記号・番号）を 目視 により検査する。
2 高圧ガス設備の 試験・気密試験・肉厚	事前検査の耐圧試験結果又は開放検査結果及び気密試験結果を確認 するとともに、常用圧力以上で発泡液を塗布する方法で気密検査を実施する。肉厚は申請書添付資料を確認する。 保安検査においては 漏えい試験 により検査する。
2 ポンプ又は圧縮機 及びそのスイッチ	充てんのためのポンプ又は圧縮機は軸シール部のない構造であること及びポンプ又は圧縮機は遠隔操作できるものであることを 目視 により検査する。
4 ポンプ又は圧縮機 駆動させる発電機	目視により検査し、申請書添付資料を確認する。
5 充てんホース	設置状況を 目視 により検査する。
6 安全継手	設置状況を 目視 により検査するとともに、 事前検査等の作動検査結果を確認 する。
7 カップリング用液 流出防止措置	設置状況を 目視 により検査する。
8 均圧ホース及び カップリング	設置状況を 目視 により検査する。
9 緊急遮断装置	設置状況を 目視 により検査するとともに 作動試験 を実施する。
10 液面計・温度計・ 圧力計・安全弁	設置状況を 目視 で検査するとともに、 事前検査等の作動試験結果を確認 する。
11 後発信防止装置・ 緊急停止ボタン・ 充てんを自動的に 停止する装置	設備の設置状況を 目視及び作動試験 により検査するとともに、事前検査の 作動試験結果記録 を確認する。
12 特定設備・認定品 (完成検査)	特定設備、認定品（KHK 検査品）を使用している場合は、完成検査時に 機器番号の確認 を行う。

検査項目	検査の方法	
移動 の 基 準 等	13 警戒標	警戒標の設置状況（車輛の前後の見やすい箇所）を目視により確認する。
	14 高さ検知棒	高さ検知棒の設置状況を目視により確認する。
	15 バルブ等の 開閉表示	バルブ等の開閉方向、開閉状態の表示について、目視により確認する。
	16 応急処置に必要な 資材及び工具	資材、工具等の設置状況を目視により確認する。
	17 注意書面の携帯	注意書面（イエローカード）の携帯を確認する。
	18 移動監視者	製造保安責任者免状又は移動監視者講習修了証の携帯を確認する。（3t 以上積載して移動する場合）
	19 地域防災協議会 の会員証（写）の 携帯	地域防災協議会会員証（写）の携帯を確認する。（3t 以上積載して移動する場合）
	20 充てん作業者	充てん作業者講習修了証を確認する。
	21 車検証	「使用の本拠の所在地」が、許可を受けた事業者の所在地と同一であることを確認する。
	注1 新型バルクローリーの検査については、省令別表四に従って、表の方法により実施する。	
注2 往來型バルクローリーであって充てん設備の許可を受けているものの検査は、前掲「移動式製造設備」により実施する。		

○帳簿のチェックシート（高圧ガス保安法）

区 分	点 検 項 目	判 定
日常点検簿	<input type="checkbox"/> 点検回数…1日3回以上実施（開始前、中間、終了後） <input type="checkbox"/> 点検作業名の記録（点検ごと） <input type="checkbox"/> 点検実施時刻の記録 <input type="checkbox"/> 保安係員（保安監督者）の監督（検印）…毎日 <input type="checkbox"/> 保安統括者の監督（検印） （保安統括者は、月1回程度一括での検印でもよい。）	適 ・ 否
月例点検簿 （LPGに限る）	<input type="checkbox"/> 緊急遮断装置の作動試験実施及び作動時間の記録 <input type="checkbox"/> ガス漏えい検知警報設備の作動試験実施 <input type="checkbox"/> 散水装置の作動試験実施及び作動時間の記録 <input type="checkbox"/> 保安係員（保安監督者）の監督（検印） <input type="checkbox"/> 保安統括者の監督（検印）	適 ・ 否
ローリー受入日誌 （液化ガス貯槽） （バルク容器）	<input type="checkbox"/> ガス別の管理 <input type="checkbox"/> 受入年月日及び開始・終了時刻の記録 （受入時間が2時間を超えていないこと。） <input type="checkbox"/> 保安係員（保安監督者）の監督（検印）…毎日 <input type="checkbox"/> 保安統括者の監督（検印） （保安統括者は、月1回程度一括での検印でもよい。）	適 ・ 否
注1 容器受払簿	<input type="checkbox"/> ガス別に管理 <input type="checkbox"/> 充てん容器の記号番号の記録 <input type="checkbox"/> 充填圧力又は充填質量の記録 <input type="checkbox"/> 受払先及び受払年月日の記録	適 ・ 否
注1 充填日誌 （充填所に限る）	<input type="checkbox"/> ガス別に管理 <input type="checkbox"/> 充てん容器の記号番号の記録 <input type="checkbox"/> 充填圧力または充填質量の記録 <input type="checkbox"/> 容器の充填期限の記録	適 ・ 否
注1 設備（機器）台帳	<input type="checkbox"/> 機器の仕様 <input type="checkbox"/> 機器の整備・修理等の履歴 ・ 貯槽の開放検査実施記録 ・ 機器の開放検査（オーバーホール・非破壊検査）の実施記録 ・ 機器の修理・点検・調整の実施記録 ・ 法定検査の実施年月日	適 ・ 否
保安教育計画及び 保安教育実施記録	<input type="checkbox"/> 保安教育計画の策定 <input type="checkbox"/> 年間実施計画 <input type="checkbox"/> 実施記録 ・ 実施日時及び所要時間 ・ 対象者（受講者）の所属及び氏名 ・ 実施内容の概要 ・ 教育実施者（講師）の所属及び氏名 <input type="checkbox"/> 防災訓練（消防機関の立ち会いが望ましい。写真記録）	適 ・ 否
定期自主検査記録	<input type="checkbox"/> 直近の実施（令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> 検査の立合い： 有 ・ 無 <input type="checkbox"/> 保安統括者の検印	適 ・ 否
保安管理体制	<input type="checkbox"/> 保安官組織図の作成 <input type="checkbox"/> 危害予防規定の策定 （現状の保安管理組体制と整合が図られていること。） <input type="checkbox"/> 保安統括者及び同代理者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> その他の法定責任者（該当する事業所のみ） <input type="checkbox"/> 保安技術管理者及び同代理者（免状、法定講習） <input type="checkbox"/> 保安企画推進員及び同代理者（免状、法定講習） <input type="checkbox"/> 保安主任者及び同代理者（免状、法定講習） </div> <input type="checkbox"/> 保安係員及び同代理者 ・（直ごと）必要な人員が選任されているか。	適 ・ 否

	<ul style="list-style-type: none"> ・免状の確認、法定講習を受講しているか。 <input type="checkbox"/> 保安監督者（資格者が選任されているか。） 	
--	---	--

○ 帳簿類のチェックシート（液化石油ガス法 充てん設備）

区 分	点 検 項 目	判 定
充てん日誌	<input type="checkbox"/> 充てん先の氏名又は名称及び住所 <input type="checkbox"/> 充てん先の貯蔵設備の貯蔵能力 <input type="checkbox"/> 充てん年月日 <input type="checkbox"/> 充てんした液化石油ガスの量 <input type="checkbox"/> 充てんに使用した充てん設備	適 ・ 否
設備（機器）台帳	<input type="checkbox"/> 機器の仕様 <input type="checkbox"/> 機器の整備・修理等の履歴 耐圧試験・開放検査、点検、整備、修理等の実施記録	適 ・ 否
日常点検簿 保安教育計画及び 保安教育実施記録 定期自主検査記録 保安管理体制	高压ガス保安法の移動式製造設備の許可をあわせて 受けている場合は、高压法のチェック項目の欄に準ず る。	適 ・ 否

注 1

コンピュータ管理をしている場合は、全てのデータをプリントアウトしておく必要はありません。帳簿検査時には、容器受払簿・充てん日誌の任意の1日分、設備（機器）台帳の任意の1機器分のデータを抽出にて、点検項目及び管理状況を確認させていただきます。